

第 4 4 号議案

亀岡市職員の退職管理に関する条例の制定について

亀岡市職員の退職管理に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 9 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 3 8 条の 6 第 2 項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者への届出)

第 2 条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第 3 8 条の 2 第 3 項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第 2 項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 0 号）第 1 0 条第 2 項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後 2 年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を

届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市職員の退職管理に関する条例案要綱

- 1 地方公務員法の一部改正に伴い、営利企業等に再就職した元職員に対する現職員への働きかけの規制に関する必要な事項を定めることにより、職員の退職管理の適正化を図ること。
- 2 この条例は、平成28年4月1日から施行すること。